

●高齢福祉

◆ふれあい入浴  
①4月16日(日)午後2時～5時半(女性は午後2時～3時半、男性は午後4時～5時半)に、特養ひかりで  
②16日(日)午後4時～11時に、松竹温泉とヘルシーバス千里丘で/対象は①65歳以上②小学生以下と65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください/問合せは高齢介護課へ

◆たちより体操タイム  
4月10日(月)・24日(月)午前10時～10時15分に、鳥飼保育所で/問合せは同所 ☎072(654) 5960  
※他の実施園・所は4月はお休み

●障害福祉  
◆手話講習会・初級コース  
4月13日～8月24日の木曜日(各18回)▽午後2時～4時▽午後7時～9時

いきいきカレッジ (老人大学講座) 受講生募集  
「歩もう!いきいき人生 担おう!地域づくり」

■せつつ桜苑講座

専門科目	定員
いきいき健康科	15人
音楽にふれあう科	10人
介護をよりよく学ぶ科	8人
食を楽しく学ぼう科	15人

6月2日～11月17日の金曜日午前10時～午後3時(計20回)に、せつつ桜苑(桜町1-1-11)で

■ふれあいの里講座

専門科目	定員
太極拳で元気になろう科	6人
笑顔で体操しよう科	12人
パソコンを始めてみよう科	10人
パソコンをもっと知ろう科	8人

6月2日～12月1日の金曜日午前10時半～午後3時(計20回)に、老人福祉センター(鳥飼上5-2-8・ふれあいの里内)で

==共通==  
内容 ▽午前=一般教養科目▽午後=専門科目(選択)  
対象・材料費 毎回出席可能な60歳以上の市民・実費  
申込み 4月22日(土)までに各公民館、ふれあいの里、せつつ桜苑、市役所1階・高齢介護課で配布の受講願書を書いて、受講希望施設へ持参  
問合せ せつつ桜苑 ☎072(632)0400 または、ふれあいの里 ☎072(653)1212 へ

介護保険制度  
短期集中型リハビリ  
デイサービスがスタート

4月から、生活機能を改善するためのリハビリテーションを、3～6カ月の短期間で集中的に行うサービスが始まります。リハビリの内容は、機能訓練指導員が個人の状態に応じたプログラムを作成。運動機能などを向上させ、自立した日常生活を送ることを目指します。

対象者 介護保険認定が要支援1・2の人  
利用料 200円/回  
※利用を希望する人は、担当のケアマネジャーにご相談ください。  
問合せ 高齢介護課へ



時に、市役所1階・第10会議室で/定員各16人/教材費3千240円/要申込み(7日(金)までに障害福祉課へ・☎可・多数のとき初め)

軽度難聴児の補聴器の購入を助成  
両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の対象でない18歳未満の人を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

ての人優先)  
◆点字・点訳ボランティア講習会  
4月18日～6月20日の毎週火曜日午後7時～9時

助成額 補装具費基準額の3分の2※所得制限あり  
申込み 市役所1階・障害福祉課で配布の申請書を書いて同課へ持参または郵送

紙おむつ支給対象を拡充  
在宅の障害者(児)に支給している紙おむつの対象者を4月から次のとおり拡充します。

対象 3歳以上で高度の排便・排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者  
支給額 1万2千円/月(上限額)  
申込み 市役所1階・障害福祉課で配布の申請書を書いて同課へ持参または郵送  
※初回申請時には医師の意見書が必要

●就労支援

◆介護職員初任者研修講座  
介護の基礎を学び、介護職の入門資格を取得する  
5月12日(金)～7月7日(金)の毎週水・金曜日午前10時～午後5時(計16回)に、未来ケアカレッジ吹田千里丘校(吹田市千里丘下20-16)で※5月初旬に受講者を対象にした事前ガイダンスあり/対象は市内在住者で、受講後、介護職での就労を目指す人/定員10人/テキスト代6千480円/要申込み(4月21日(金)までに産業振興課へ・電話不可・選考あり)

【阪急京都線沿線無料ガイドツアー】



観光あるき  
千里丘新町コース

4/21(金)  
午前9時～午後1時

阪急正雀工場の見学あり

内容 観光ガイドと一緒に、金剛院、須佐之男命神社、明和池公園、阪急正雀工場などを歩く  
集合 阪急正雀工場の正門前  
解散 阪急摂津市駅  
定員 20人  
申込み 4月3日(月)～17日(月)に産業振興課へ(☎可・先着)

企業の新築や増築などに奨励金  
～制度の改正でより活用しやすく～

市では、企業が市内で新築・建替え・増築をした場合や、施設に設備を設置した場合に、奨励金を5年間交付しています。  
4月から「企業立地等促進制度」の改正で、より制度が活用しやすくなりました。ぜひ活用ください。  
問合せ 産業振興課へ

- 活用しやすくなった点
- ・土地購入の奨励金：面積の要件廃止
  - ・家屋購入の奨励金：面積 150㎡以上から 100㎡以上でも可

対象	奨励金
土地 ▽新たに購入した土地 ※事業用の建物の建設時	事業所を新築・建替え・増築する際に、土地・家屋・設備に課税される固定資産税額の1/2
家屋 ▽延床面積100㎡以上 ※新築・建替え・増築時	
設備 ▽新たな建物に設置する場合はすべての設備 ▽既存の建物に設置する場合は3,000万円以上の設備	【最大年1億円】
特例の設備 ▽太陽光発電装置 ▽事業所内保育施設 ▽障害者の雇用に寄与する特例子会社に設置する設備 ※金額制限なし	

暮らしのワンポイント  
問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

携帯電話に届く  
架空請求メールに注意  
携帯電話やスマートフォンに、未納料金を請求するメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届くトラブルが増えています。  
【事例】スマートフォンに、「有料動画の月額料金が未納。解約の連絡がない場合には強制執行になる」とのSMSが届いた。書かれていた電話番号にかけると、「未納は10万円。支払わないと裁判になるので支払った方がよい」と言う。聞かれるまま、氏名と生年月日を伝えてしまった。

★注意すること  
このようなメールが突然届いたら、「未払いの覚えはないが、問い合わせしてみようか」と思いがちです。中には実在する動画配信サイトを名乗るものもありますが、「法的手続き」等という言葉にあわせないで下さい。不審なメールは無視して削除し、連絡しないようにしましょう。